

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の検討の概要

検討の経緯

1. これまで、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点（監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）に関わる論点を含む。）について、第 290 回企業会計基準委員会（2014 年 6 月 26 日）及び第 5 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2014 年 6 月 18 日）から検討を行ってきた。
2. 第 298 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 23 日）及び第 10 回専門委員会（2014 年 10 月 22 日）からは、第 297 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 10 日）及び第 9 回専門委員会（2014 年 9 月 18 日）までの議論を踏まえ、監査委員会報告第 66 号に関する論点に対する具体的な対応案を審議している。
3. また、第 298 回企業会計基準委員会及び第 10 回専門委員会においては、今後の検討の進め方について、繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針を先行して移管することを提案し、大きい異論は聞かれていない。
4. 第 303 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 9 日）及び第 12 回専門委員会（2014 年 12 月 25 日）では、監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の方向性について、アプローチ 2 をベースとしたうえで、これに含まれる対応策のいずれの組合せが適切かを検討することにより問題意識への対応が可能かどうかを試みることを提案し、大きい異論は聞かれていない。また、同企業会計基準委員会及び同専門委員会からは、仮にアプローチ 2 をベースとした適用指針の文案を審議している。

本日の審議事項

5. 本日は、第 13 回専門委員会（2015 年 1 月 16 日）において検討された次の事項について審議をお願いしたい（第 303 回企業会計基準委員会及び第 12 回専門委員会において聞かれた意見は審議事項(2)-4 に記載した。）。
 - 仮にアプローチ 2 をベースとした適用指針の文案（結論の背景を除く。）の検討（審議事項(2)-2）
 - 仮にアプローチ 2 をベースとした適用指針の文案（結論の背景）の検討（審議事項(2)-3）

以 上